

# 衣類のリサイクルをはじめましょう！ 古布類は、資源回収報奨金の対象です

皆さんは、古くなった衣類や古布類をどのように処分されていますか？

可燃ごみとして排出されたものは、焼却処分してしまいますが、回収業者に依頼し回収することにより、中古衣料やウエス原料(工場等で機械や製品を拭く雑巾)等に再利用できます。

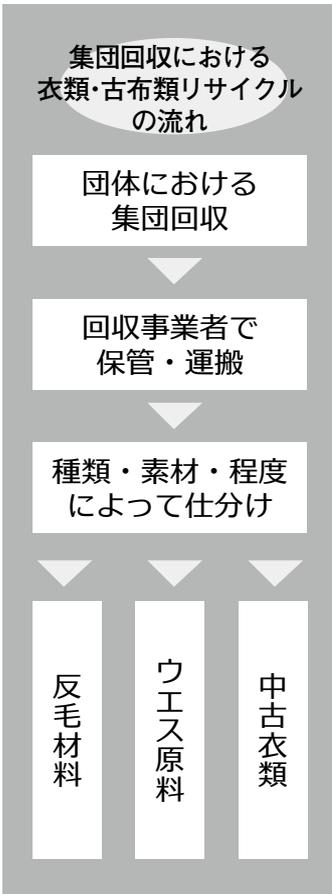
長野市では、ごみの減量や資源化を目的として、集団資源回収を実施している団体に対して、資源物の回収重量に同じ、資源回収報奨金を交付しています。報奨金の対象品目として、紙や缶、ビンのほかに、衣類や古布類も取り扱っており、回収重量に応じて6円/kgの資源回収報奨金を交付しています。

現在、長野市資源回収報奨金の交付を受けている登録団体の回収品目を確認したところ、衣類や古布類を回収品目としている団体はあまりない状況となっています。

衣類や古布類を資源回収報奨金の対象として回収することにより、ごみの減量が図られるとともに、団体の活動資金の確保にもつながります。ぜひ、資源回収に衣類や古布類を対象とするよう、ご検討ください。

衣類や古布類の回収につきましては、直接、回収事業者にお問合せいただくか、裏面の「長野資源協同組合」までお問合せください。資源回収報奨金のお問合せ先

▼生活環境課……224-5035



## 家庭ごみ処理手数料は現行どおり据え置き

(指定ごみ袋・粗大ごみシール)

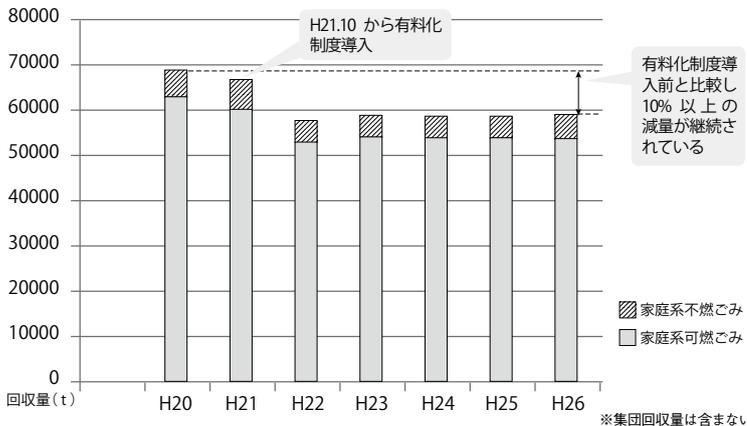
家庭ごみの有料化制度は、平成21年10月に導入されてから6年が経過しました。

市では、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により、3年ごとに家庭ごみ処理手数料の見直しを実施するに当たり、昨年5月に長野市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、8月に「現行の手数料を据え置きとする」との答申がなされました。

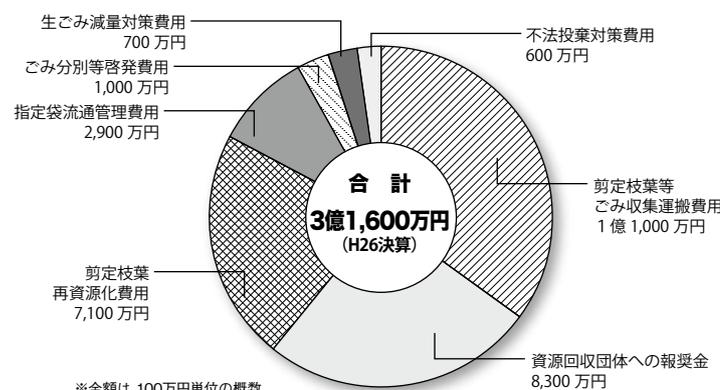
家庭ごみの処理手数料は、可燃・不燃が1リットル当たり1円、粗大ごみシールが1枚40円となっています。審議会での検討がなされた結果、現行料金そのまま据え置く、との結論になりました。

引き続きごみ減量と資源化の推進のため、ご協力をお願いします。清掃センター搬入ごみ処理手数料の一部改定については、「広報ながの2月号」をご覧ください。

●家庭ごみ量の推移●



●家庭ごみ処理手数料の用途●



★布類も資源回収報奨金制度の対象となります★

クイズの答え)②と⑩(プラスチック製容器包装)※プラスチックの製品そのものはプラスチック製容器包装には当たらないため、①、④、⑤、⑧(柔らかいもの)は可燃ごみ、③、⑥、⑦、⑨(硬いもの)は不燃ごみ